

## 広報きたあきた広告掲載要領

令和8年4月1日 北秋田市総合政策課

### 1. 目的

この要領は、北秋田市広告掲載要綱第14条に基づき、北秋田市が発行する広報きたあきたへの広告掲載に関する必要な事項を定めるものです。

### 2. 広告媒体の種類

(1) 名称

広報きたあきた

(2) 発行部数

令和7年度実績（平均）

- ・市民への配布数・・・・・・・・・・12,814件
- ・市内外事業所等への配布数・・・・・・・・73件
- ・送付サービス申し込み件数・・・・・・・・42件

### 3. 募集する広告

(1) 広告掲載ページ

広報きたあきたの裏表紙とお知らせページ

(2) 広告掲載位置

裏表紙は全面、お知らせページは下段部分(どちらも分割可)

(3) 募集枠数

裏表紙、お知らせページともに最大4枠

※4枠に分割した場合、最大2枠まで使用できます。

(4) 広告掲載期間

同一の広告主が連続する掲載期間は最長2か月

※連続する掲載の場合は、次の申し込みとの間隔を1か月あけて受け付けます。

(5) 広告の規格

【裏表紙】

①サイズ・・・縦130mm×横85mm（1枠時）、縦130mm×横174mm（2枠時）

②色・・・フルカラー

【中ページ】

①サイズ・・・縦56mm×横85mm（1枠時）、縦56mm×横174mm（2枠時）

②色・・・黒色と市の指定する2色刷（青色<DIC140s>）

※市の指定する2色は変更になる場合があります。

#### 【共通事項】

- ①広告の枠内上部左または右側に必ず「**広告**」と表示してください
- ②画像等の作成においては、広報きたあきた広告表現基準を遵守してください
- (6) 掲載可能な広告等の範囲  
広告を掲載することができる者、広告の内容などは、北秋田市の広告掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）の規定に準ずるものとします。
- (7) 広告代理店への販売  
市が募集する広告枠は、広告原稿作成を行う広告代理店（以下「広告代理店」）に広告枠を販売できるものとします。
- (8) 広告掲載料  
広告代理店に直接お問い合わせください。
- (9) 市ウェブサイトへの掲載  
広告が掲載された広報は市ウェブサイトに掲載し、閲覧可能な状態にします。

## 4. 申し込み方法

- (1) 広告掲載の申し込み  
広告掲載希望者（以下「広告主」）は、市が指定する広告代理店を通じて、広告を掲載したい月の1か月前までにお申し込みください。広告代理店は、広告主から掲載希望の申し込みがあった場合には、市へ「広報きたあきた広告掲載申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、提出してください。

#### 【提出物】

- ・ 広報きたあきた掲載申込書
- ・ 広告画像等のデータ（完全原稿）
- ・ （新規掲載希望の場合）広告主の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）や、資格または免許を必要とする業種にあつてはそれを証明する書類の写し等を提出してください。

#### 【申し込み先】

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市総務部総合政策課広報係

電話番号：0186-62-6608

電子メールアドレス

kouhou@city.kitaakita.akita.jp

## 5. 広告の選定方法及び掲載手続

### (1) 選定方法

選定は、掲載基準等に従い内容を審査のうえ、可否を決定します。

### (2) 掲載手続

広告掲載の可否を「広報きたあきた広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式2号）」にて通知します。

承認の場合は、同封または後日送付する「納入通知書（請求書）」により、指定する日までに広告掲載料を納付してください。

## 6. 掲載広告の変更・取消し

(1) 市は、広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、またはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告代理店及び広告主に対して広告の内容等の変更を求めることがあります。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、広告代理店及び広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことがあります。

①指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

②指定する期日までに広告画像等のデータが提出されないとき

③上記(1)の規定による広告内容の変更が行われないうとき

④広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、またはこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

⑤その他、広報きたあきたへの広告掲載が適切でないと判断したとき

## 7. 広告掲載料の返還

(1) 広告代理店及び広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還を行います。

(2) 広告主の責に帰せる理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

## 8. 広告代理店及び広告主の責務

(1) 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

(2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとします。

(3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。

(4) 広告代理店及び広告主は、広告主または広告の内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるときまたはこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに市へ報告するものとします。

(5) 広告主は、責任の所在を明らかにするために、広告主の氏名または法人名並びに所在地及び連絡先を広告内に記載するものとします。

## 9. その他

(1) この要領に定めるもののほか、広報きたあきたへの広告掲載に関して必要な事項は広報きたあきた広告表現基準の規定を適用します。

(2) その他、広告掲載に関しては本市の指示に従ってください。

様式1号

広報きたあきた広告掲載申込書

令和 年 月 日

北秋田市長 様

住 所

氏 名

広報きたあきたに広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。  
申し込みにあたっては、北秋田市広告掲載要綱及び北秋田市の広告掲載に関する基準並びに広報きたあきた広告掲載要領等の規定を遵守します。

広告掲載希望		令和 年 月号			
掲載希望ページ		裏表紙 ・ お知らせ			
広告主	住 所				
	企業名				
	連絡先	TEL		FAX	
	E-mail				
広告掲載イメージ					
備 考					

注) (新規掲載希望の場合) 広告主の概要がわかる書類 (会社概要、パンフレット等) や、資格または免許を必要とする業種にあたってはそれを証明する書類の写し等を提出してください。

様式2号

令和 年 月 日

様

北秋田市長

広報きたあきた広告掲載承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載の可否について、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 承認の可否	
2. 不可の場合その理由	
3. 掲載年月、掲載場所	令和 年 月号、裏表紙・お知らせ
4. 広告掲載料	
5. 掲載料の納付期限	
6. 掲載条件	北秋田市広告掲載要綱及び北秋田市の広告掲載に関する基準並びに広報きたあきた広告掲載要領等に従うこと。
7. その他	